

統計委員会基本計画部会
第4ワーキンググループ 報告書（抜粋）

統計の作成関係

2 民間事業者の活用の在り方

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方（活用の前提等）

統計調査業務の効率的な実施のため、以下の点に留意しつつ、民間事業者を効果的に活用する。

民間事業者の活用は、民間事業者の創意工夫等を取り入れることにより、統計の品質の維持・向上と統計調査業務の減量・効率化等（以下「効率化等」という。）を図るためのものである。

公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が負う必要があるため、国が実施する統計調査業務のうち企画立案業務（調査設計、経費措置、申請届出等）等中核的な業務は国が担い、それ以外の業務で民間事業者の活用を図ることが適当である。なお、この考え方から、本報告においては「民間事業者の活用」との表現を用いている。

活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行が前提となる。また、統計の品質は、統計の作成プロセスの適正さとその厳守及び報告者の秘密保護により確保されるものである。この秘密保護には、実質的に秘密が保護されることのみならず、統計調査への報告者の信頼感が確保されるという意味も含まれる。

新法では、民間事業者を活用する際の報告者の信頼確保の観点から、統計調査業務を受託した民間事業者（以下「受託事業者」という。）に対して、行政機関に準ずる情報の適正管理義務（第39条）や守秘義務（第41条）に関する規定が創設されている。

【注：新法の関連規定】

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業者母集団データベースに記録されている情報（以下略）

二 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

イ 現状

従来、関係府省は、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成 11 年 4 月 27 日閣議決定)、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成 19 年 5 月 30 日改正)等に基づき、統計調査業務において民間事業者を活用してきており、平成 19 年 3 月末現在、約 7 割の統計調査において、何らかの業務で民間事業者を活用してきている。さらに、近年では、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)等に基づき、指定統計調査(科学技術研究調査、就業構造基本調査等)の業務のうち実査業務(調査票の配布・収集、督促等の業務。以下同じ。)においても民間事業者を活用している。

一方、現時点の民間事業者における統計調査業務の履行能力は、「調査員による実査」業務の場合、確保可能な調査員は大手事業者でも 1 社当たり 1,000 人程度であり、かつ地域的に偏在している状況であるとの指摘もある。ただし、最近では、新たな事業形態による広域的な調査業務の実施の動きもある。

このほか、民間事業者の活用については、活用が適当な業務分野の明確化、統計の品質に関する目標の設定、受託業務の実施に係る官と民の連携、受託業務の採算性等の課題がある。

ウ 民間事業者の活用推進のための方策の必要性

厳しい財政事情の下で、企業活動の国際化、少子高齢化の進展等に伴う新たな統計ニーズに対応するとともに、統計調査業務の効率化等を図るため、民間事業者の活用推進に当たっては、上記の活用の前提、民間事業者の履行能力の現状、活用に係る各種課題を踏まえて、以下の方策を実施することが必要である。

民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用

民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

民間事業者の活用方法の不断の見直し・改善

(2) 取組の方向性

ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等

「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等は、民間事業者に優れたノウハウやリソースがある場合も多いため、積極的に民間事業者を活用する。

なお、「調査員による実査」業務は、現時点の民間事業者の履行能力を勘案すると、能力・経験を有する調査員を十分に確保できない等のおそれがある。このため、当該業務において民間事業者を活用しようとする場合は、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。

特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。

国が行う多数の統計調査の母集団フレーム（注参照）を提供することを目的とした調査（国勢調査、経済センサス）

一定の行政分野（日本標準産業分類上の大分類に該当する産業の所管分野等）又は生活分野に関する国の統計調査（標本調査）の母集団フレームを提供することを目的とした調査（農林業センサス、国民生活基礎調査等）

閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（労働力調査、小売物価統計調査等）

（注）「母集団フレーム」とは、標本調査において調査客体を抽出する際の抽出枠となる全調査対象のリストをいう。

イ 民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

(ア) 統計の品質の維持・向上等の確保措置

統計の品質に関する目標の設定及び明示

民間事業者の活用に当たっては、確保すべき統計の品質に関して最終目標となる客観的かつ定量的な指標を設定し、これを受託事業者に示さないと、受託事業者がコスト優先で受託業務を実施し品質が損なわれるおそれがある。

このため、統計の品質に大きな影響を及ぼす実査業務において民間事業者を活用する場合、当該指標として、「回収率」に加えて「記入率」（注参照）等を設定し、これを仕様書等で受託事業者に明示する。

（注）「回収率」：最終的に回収された調査票（白紙を除く。）数を調査客体数で除した値

「記入率」：全調査項目が記入されている調査票数を最終的に回収された調査票数で除した値

統計調査の実施プロセスの管理

実査業務、審査業務（書類検査、疑義処理等の業務。以下同じ。）等において民間事業者を活用する場合、統計の品質の維持・向上の観点から、当該業務の実施に当たり、国と受託事業者との間で密接な連携を図ることが必要である。

このため、国は、当該業務の種類や調査の特性に応じて、前回調査等の実績を踏まえた適切な管理指標（注参照）を設定し、受託事業者の受託経験等を勘案しつつ、当該指標の達成状況に応じて、受託事業者に対し督促強化等の助言・指導等を実施する。

（注）管理指標として想定されるものを例示するとすれば、次のとおりである。

「時点回収率」：一定時点までに回収された調査票（白紙を除く。）数を調査客体数で除した値

「督促後回収率」：督促後に回収された調査票（白紙を除く。）数を督促対象者数で除した値

「疑義再照会率」：疑義の再照会件数を照会件数（純）で除した値

秘密保護措置の検討と周知

近年、個人情報保護意識や事業活動上の情報管理意識が高っており、報告者の秘密保護はますます重要性を増している。そのような中で、報告者と直接接触する実査業務や審査業務において民間事業者を活用する場合、国が直接、当該業務を実施する場合以上に、報告者の信頼感を確保することが必要である。

このため、当該業務ごとに秘密保護措置を十分に検討し、その詳細をホームページで明示する等国民・企業への広報・啓発活動を充実する。

(1) 民間事業者のより効果的な活用のための措置

前回調査等の実施状況に関する情報の募集要領への反映

統計調査業務の受託経験のある民間事業者は、次回入札において、蓄積された経験等の面で、新たに入札に参入しようとする民間事業者よりも有利であり、事業者間で競争環境が確保されないと、委託先の固定化により事業者における創意工夫への意欲の低下等を招くおそれがある。

このため、国は、前回調査等の受託事業者が作成した事業完了報告書（後述 参照）に基づき、その実施状況に関する情報（経費、人員、使用施設、実施方法の概要等）を可能な限り募集要領に反映する。

相互に関連性のある業務や調査横断的な共通業務の一括委託

統計調査業務のうち一部の業務のみの委託や単一の調査に係る業務のみの委託では民間事業者による創意工夫や効率化等の効果の発現の余地が限定されるおそれがある。

このため、統計調査業務のうち実査業務と審査業務等相互に関連性のある業務やコールセンター等調査横断的な共通業務については、可能な限り一括して委託する。

委託契約の長期化

国の契約は、現行の予算会計制度の下で単年度契約が一般的であるとはいえ、国庫債務負担行為の活用による複数年契約は、民間事業者が経験・ノウハウの蓄積により効率化等を図る上で効果的である。このため、複数年契約が可能な業務については、委託契約の長期化を積極的に検討する。

受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等

受託事業者が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）は、次の受託事業者における創意工夫や効率化等の発現に大きく寄与するものである。

このため、受託事業者に対し、これらの情報を含む事業完了報告書の作成及び国への提出を契約書等で明示し、当該報告書を次の受託事業者に提供する。

ウ 民間事業者の活用方法に関する不断の見直し・改善

(ア) 統計の品質に係る指標等に関する検討

統計の品質に係る指標については、例えば回収率の結果が低い場合であっても全面的に受託事業者の責任に帰することが適当でないこともあることから、より適切な指標を研究・開発していくことが必要である。また、統計調査の実施プロセスの管理方法については、これまで関係府省において必ずしも十分な検討が行われていない。

こうしたことから、統計の品質に関する指標や統計調査の実施プロセスの管理方法について関係府省間で検討する。

(イ) 民間事業者の履行能力の継続的な実態把握と活用効果の検証

民間事業者の履行能力は、今後、受託経験の蓄積、新たな事業形態の創出等により向上する可能性があり、継続的に当該能力の実態把握を行う。

また、民間事業者の活用効果(品質に関する目標の設定及び達成状況、未達成の場合の原因、事業者の創意工夫による効果等)に関する十分な検証を行い、その結果を新たな活用の際に反映させる。

統計調査業務には調査横断的に共通の部分が多いため、履行能力の実態把握や活用効果の検証結果を関係府省間で共有化する。

(3) 具体的な措置、方策等

ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等関係府省は、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行を前提としつつ、民間事業者の活用を推進する。特に、「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用する。

なお、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため、これらの調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、民間事業者の履行能力の現状等を踏まえ、所管府省において、その可能性を慎重かつ十分に検討する。

また、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における検討状況を確認する。

イ 民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

総務省政策統括官(統計基準担当)は、関係府省と連携し、平成 年度末までに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。

ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善

統計の品質に係る指標等に関する検討

関係府省は、平成 年度に統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置する。

民間事業者の履行能力の実態把握及び活用効果の検証等

関係府省は、統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、平成 年度にこれらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。